

戦没者等のご遺族のみなさんへ 「第十一回特別弔慰金」のご案内

「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方がいない場合、次の順番によりご遺族お一人が受給できます。

- 対** (1) 戦没者等の死亡当時の①子
②父母③孫④祖父母⑤兄弟姉妹
(2) 上記(1)以外の三親等内の親族(甥、姪等) ※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有している方に限ります。

給付内容 額面25万円、5年償還の国債で支給

申問 令和5年3月31日(金)までに、社会福祉課社会福祉係(内線3224・3237) / 各総合支所社会福祉係(☎ 141 / 栗 236 / 鷲 141)へ

市民活動推進基金への寄付

この基金を活用して、さまざまな市民活動に財政的支援を行っています。

寄付の方法

- ①窓口での寄付：市民生活課または各総合支所総務管理課
- ②募金箱での寄付：市内の商店や公共施設などに募金箱を設置しています。
- ③不要になった入れ歯の寄付：入れ歯の金属部分をリサイクルして得られた収益が、市民活動推進基金と日本ユニセフ協会に寄附されます。

回収ボックス設置施設

久喜市役所、各総合支所、ふれあいセンター久喜、公民館等の公共施設

問 市民生活課市民活動推進係(内線2625) / 各総合支所総務管理課(☎ 253 / 栗 325 / 鷲 112)

久喜市インキュベーション 施設整備補助金

主な要件 市内にある商店街等の空き店舗を改修してインキュベーション施設を開設し、月におおむね15日以上営業等すること。

対象経費 建物改修工事費、器具備品費、広告宣伝費等

補助額 補助対象経費の2/3以内、上限500万円

申請期間 5月9日(月)～31日(火)

※予算の範囲内で補助金を交付します。その他詳細は市ホームページ等をご確認ください。

問 久喜ブランド推進課商工労働係(☎ 内線134)

解雇などによる離職者の 国民健康保険税軽減

ハローワークで雇用保険受給資格者証を受け取ってから、国民健康保険課または各総合支所市民係(総合窓口)で手続きをしてください。

対 雇用保険受給資格者証に記載されている離職理由番号が「11、12、21、22、23、31、32、33、34」の方 ※特例受給資格者証、高齢受給資格者証をお持ちの方は、対象外です。離職者本人の給与所得のみが軽減対象です。軽減適用期間は離職日から最大で2年間です。

※マイナンバーカードを持参すると、雇用保険受給資格者証の写しの添付を省略できる場合があります。

問 国民健康保険課保険税係(内線3455 / 各総合支所市民係(総合窓口) ☎ 120 / 栗 214 / 鷲 127)

高柳地区に係る都市計画変更の 原案の閲覧等・公聴会・説明会

◆説明会

日 5月22日(日) 10時

場 栗橋文化会館(イリス) 2階会議室

内 防火・準防火地域、地区計画

◆原案の閲覧等

日 5月25日(水)～6月8日(水)

場 都市整備課市街地整備推進室(栗橋総合支所内) または市ホームページ(5月25日(水)以降)

内 防火・準防火地域、地区計画

◆公述申出書・意見書の提出

内 ①防火・準防火地域 / ②地区計画

対 ①市内に住所を有する個人または法人で公聴会で意見を述べたい方 / ②区域内の土地所有者または利害関係人で意見がある方

提出 公述申出書・意見書を、直接または郵送で、市街地整備推進室(〒349-1192)へ

期限 ①6月8日(水) 17時15分(必着) / ②6月15日(水) 17時15分(必着)

◆公聴会※

日 6月24日(金) 14時

場 栗橋総合支所 第4会議室

内 防火・準防火地域

※公述の申し出がない場合は中止となります。開催の有無は、6月9日(水)以降に市ホームページで確認するか、お問い合わせください。

問 都市整備課市街地整備推進室(栗内線261)

愛の泉

～善意をありがとうございます～

★久喜市のために

川口信用金庫 金300,000円

広告

草刈り お庭と庭木のお手入れ、人工芝

お庭のトミー

— Oniwa no Tommy —

お庭の何でもご相談ください **ご相談、見積無料!**

- 大変な草刈り致します ¥550～
- 庭木のお手入れ致します ¥1,000～
- 防草対策も致します ¥3,000～

ご連絡は携帯まで
090-2493-1865 担当:富田

事業所 埼玉県白岡市西8-7-15 (本社TEL) 03-6206-0630

広告

ゴミの処分

に困ったら?

スタッフが全部片づけます

遺品整理・生前整理・不用品回収 リサイクルイズミ久喜 検索

リサイクルイズミ 久喜宮代衛生組合許可業者
対象地区: 久喜市(久喜地区)・宮代町

お電話ください!
0120-961-919 株式会社イズミ 行田市埼玉 4173-2